

環境県民局 資料	No. 2
-------------	-------

令和4年9月27日
課名 環境県民局わたらしい生き方応援課
担当者 課長 中山
内線 2733

「令和4（2022）年度版 広島県人権啓発推進プランの 実施状況等に関する報告」について

1 要旨・目的

本県における人権啓発の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、「令和4（2022）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」を作成した。

この報告書は、県ホームページへの掲載により、広く県民に情報提供し、本県の人権啓発活動についての理解を深め、施策の推進に活用する。

2 現状・背景

「広島県人権啓発推進プラン」（令和3年3月改定）第3章の5の規定により、人権啓発の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表することとされている。

3 概要

(1) 報告対象

- 人権啓発に関する施策の実施状況

令和3（2021）年度に県が実施した人権啓発活動関係施策の実施状況と令和4（2022）年度施策の内容

(2) 実施期間

令和3（2021）年度

(3) 実施状況

- 別紙「令和4（2022）年度版 広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告」のとおり。
- 人権啓発は、県民一人ひとりに、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるような人権感覚を育むことが重要であり、この基本的なあり方に基づき、令和3年度は、12の人権課題を対象に104事業を実施した。

【参考 人権課題別の実施状況】

人権啓発に関する施策	事業数	事業の内訳			
		広報啓発	相談対応	講習研修	調査研究
(1)女性	14	(11)	(2)	(8)	(4)
(2)子供	8	(8)	(2)	(2)	(0)
(3)高齢者	11	(9)	(1)	(5)	(2)
(4)障害者	11	(8)	(1)	(3)	(1)
(5)同和問題	6	(6)	(1)	(2)	(1)
(6)外国人	6	(4)	(1)	(3)	(2)
(7)性的指向・性自認	4	(3)	(0)	(1)	(0)
(8)感染症患者等 ・H I V感染者等, ハンセン病回復者等, 新型コロナウイルス感染症	8	(7)	(0)	(1)	(0)
(9)刑を終えて出所した人	3	(3)	(0)	(0)	(0)
(10)犯罪被害者等	8	(7)	(1)	(3)	(0)
(11)インターネットによる人権 侵害	4	(4)	(2)	(2)	(0)
(12)国及び他団体と協力して いく分野 ・北朝鮮当局による拉致問題等, アイヌの人々	4	(4)	(0)	(1)	(0)
複数の人権課題に係る事業	17	(7)	(0)	(11)	(3)
合 計	104	(81)	(11)	(42)	(13)

※複数の項目を実施する事業があるため、事業の内訳の計は事業数欄と一致しない。

(4) 令和4年度の取組方針

「広島県人権啓発推進プラン」に掲げる人権課題について、人権啓発イベントのオンライン配信や各人権課題に関する講演会、研修会の開催など、様々な手法で啓発を行っているが、依然として人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に対する意識に大きな変化はみられないことから、多様性に関する正しい知識の周知を図るとともに、取組を進めるための人材の育成を効果的に進め、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題については、的確に状況の把握を行い、関係部署と連携して、時機を捉えた対応を行う。

4 その他（関連情報等）

県ホームページ

- ・広島県人権啓発推進プランの実施状況等に関する報告

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/nenjiinken.html>

- ・「広島県人権啓発推進プラン」（第5次）の策定について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/42/jinkenplan5.html>